

官公需における印刷発注では

# 著作権の権利範囲を明確化して財産的価値に留意しましょう！

## 【官公需における印刷発注の問題】

### 一律の権利譲渡

調達目的の達成のために著作権を譲渡させることが本当に必要なのか十分に検討されず、一律に著作権の全てが国や自治体等に譲渡されています。

適正化

### 譲渡・利用範囲の検討

調達目的に不要な著作権を受注者に残すこと（コンテンツ振興法第25条を参照）で、調達コスト削減や著作物の二次的活用の促進ができ、また、受注者の著作物制作に係るインセンティブも向上します。

### 不明確な権利範囲

著作物の利用目的や期間等が仕様書などで明確化されておらず、著作権の譲渡・利用範囲が特定されていません。

適正化

### 権利範囲の明確化

仕様書等にて著作物の利用目的や期間を明確化し、著作権の譲渡・利用範囲を特定することで、財産的価値の算定や権利処理に関するトラブルを未然に防ぐことができます。

### 権利の無償譲渡・利用

著作権は知的財産権であり、納品物に係る所有権とは別の財産的価値を有しているにも関わらず、その譲渡・利用が無償で行われています。

適正化

### 財産的価値に配慮

著作権の譲渡・利用範囲等が明記された仕様書等により見積もりを依頼することや、契約書から「無償で譲渡・利用する」旨の記載を削除することで、著作権の財産的価値に配慮した契約内容となります。

納品物の電子化データ（所有権）についても、著作権と同様に、譲渡の必要性を検討の上、納品が必要な場合は仕様書へ明記し、その財産的価値に配慮してください。

## 官公需法に基づく「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和3年9月24日閣議決定）に明記されています！

### 「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）」

#### （知的財産権の取り扱いの明記）

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版パイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

# 全国ではこんな事例があります！

## 著作権の二次的活用



愛媛県今治市の印刷会社では、作成したご当地キャラクターの著作権を印刷会社に残すことで、キャラクター関連商品の販売等、著作物を**二次的活用**しています。また、公益目的での使用は原則無償とすることで、市のPR等、**行政目的で利用することも可能**としています。

## 受発注者の意見交換や検討委員会の設置

発注側である契約担当者と受注側である印刷企業とが、著作権の取り扱いについて**意見交換**を行う機会を設けている自治体が数多くあります。

また、著作権取り扱いの適正な運用を推進することを目的とした**検討委員会**等を設置している自治体もあります。

## 調達に係る契約書フォーマットの公開

経済産業省では、**コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマット**に基づき調達手続きを進めることで、**著作権の財産的価値に配慮した取り扱いの適正化**に努めています。

<コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマット（経済産業省ホームページ）>  
[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/keiyaku\\_format.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_format.html)